

# 青山学院中等部いじめ防止基本方針

2026年1月26日改定

第1 基本理念及び青山学院中等部いじめ防止方針の制定について .....	2
第2 いじめ対策委員会の設置.....	3
第3 いじめの防止.....	3
第4 いじめの早期発見.....	4
第5 いじめへの対処.....	4
第6 重大事態への対処.....	5
第7 学校の基本方針の評価 .....	7

## 第1 基本理念及び青山学院中等部いじめ防止方針の制定について

青山学院中等部（以下「中等部」という。）は、キリスト教にもとづいて、ひとりひとりの人格を育み、その自己実現を支える。また、与えられた自分の力を他者のためにも用い、隣人とともに生きる喜び、平和な社会に貢献する人間の育成を目指し、以下の教育目標を掲げる。

### 中等部の教育目標

- ・礼拝と聖書の学びを通して、神をおそれ人を大切にする心を育てる。
- ・基礎学力をしっかりと身に着けさせると同時に、個性を尊重してひとりひとりの可能性を引き出し、自主性を育てる。
- ・学校生活の諸活動を通して、知性と感性と体力を育てる。
- ・内外の奉仕活動を通して、互いを思いやる気持ちを育てる。

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、どこの学校、どの生徒にも起こりうるものでありながら、いじめを受けた生徒を傷つけ、教育を受ける権利を奪うとともに、いじめを受けた生徒のみならず、いじめを行った生徒やそれを傍観していた生徒など、いじめに関わった全ての生徒の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。したがって、中等部では全ての生徒が学習及び課外活動など、学校生活に安心して取り組むことができるよう、また、中等部内外を問わず全ての生徒がいじめを許さず、認めず、行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないよう、いじめが心身に及ぼす影響や、その他いじめに対する問題を生徒に理解をさせると共に、いじめの解決に向けて生徒が主体的に行動できるようにすることを旨として、いじめ防止等の対策を行うものとする。

このいじめ防止等の対策を行うため、中等部は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条第1項の定めに基づき、「青山学院中等部いじめ防止方針」をここに定める。

## 第2 いじめ対策委員会の設置

中等部は、法第22条に定める学校におけるいじめ防止等の対策組織として、青山学院中等部いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (1) 趣旨

委員会は、中等部におけるいじめ防止等に関する措置を組織的、かつ、実効的に行うための中心的な役割を担うものとする。

### (2) 構成

委員会の構成員は、部長、教頭、宗教主任、養護教諭、事務長及びスクールカウンセラーとする。ただし、構成員は、議題の内容等に応じて、次に定める委員長が柔軟に追加することができる。

### (3) 委員長

委員会に委員長を置き、部長をもって充てる。

委員長は、委員会の活動を統括し、委員会を代表する。

### (4) 設置期間

委員会は、常設の機関とする。

### (5) 所掌事項

委員会は、以下の事項を所掌する。

- ① いじめ防止等に関する取組の実施、具体的な年間計画の作成等に関するこ
- ② いじめの相談及び通報の窓口に関するこ
- ③ いじめの疑いに関する情報及び生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録及び共有に関するこ
- ④ いじめ又はいじめの疑いに係る情報があったときの対応を、中等部として組織的に実施するための中心的な役割に関するこ
- ⑤ その他いじめ防止等に関するこ

## 第3 いじめの防止

### 1. キリスト教教育及び体験活動等の充実

中等部は、いじめ防止等のために、生徒の宗教教育及び体験活動等の充実を図る。また、毎日の礼拝、聖書の授業、ボランティア等を通じて、生徒に対して、違いを認め、他者を思いやる心を養う。

### 2. 職員の資質向上に係る措置

中等部は、職員に対して、いじめ防止等のために、校内研修等により資質の向上を図る。

### 3. 生徒の自主的な活動の支援

中等部は、生徒によるいじめ防止等の自主的な活動を支援するように努める。

#### 4. いじめの防止等への啓発活動

中等部は、生徒、保護者及び職員に対して、インターネット、SNS等を通じて行われるいじめを含めたいじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行うように努める。

### 第4 いじめの早期発見

#### 1. 相談体制の整備

中等部は、生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。また、相談体制を周知するなどし、生徒らがいじめの相談をしやすい環境を整備する。

#### 2. 定期的な調査

中等部は、いじめの早期発見のために、アンケート等により、いじめに関する定期的な調査を実施する。

### 第5 いじめへの対処

#### 1. いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

中等部は、いじめに関する通報を受けたときなど、中等部の生徒がいじめを受けていると思われるときは、いじめの事実確認を行う。

#### 2. いじめの事実確認

いじめの事実確認は、事案ごとの概要に応じて適切な方法により行う。具体的な方法としては、質問票の使用、聴取り調査、カウンセラー、弁護士等の専門家への意見聴取等が考えられるが、事案ごとに柔軟に対応する。

#### 3. 学校の設置者への報告

中等部は、いじめの事実確認についての調査を行った場合には、当該調査の結果について、理事長及び院長に報告する。なお、いじめが確認できなかった場合にも、当該調査を行った旨の報告を行う。

#### 4. いじめがあったことが確認された場合への措置

いじめがあったことが確認された場合の措置は、原則として、委員会を中心として、複数の職員により実施する。また、必要に応じて、カウンセラー、弁護士等の専門家の協力を得ながら行うこととする。

##### (1) いじめを受けた生徒への対応

中等部は、いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を継続的に行う。

必要に応じて、いじめを受けた生徒又はいじめを行った生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようするための必要な措置を講じる。

(2) いじめを行った生徒への対応

中等部は、いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導・支援、又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

また、教育上の必要があると認める場合には、いじめを行った生徒に対して、適切に、学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）第 11 条及び同法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号）第 26 条に定める懲戒を行う。

(3) いじめを周囲で見ていた生徒への対応

中等部は、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒への対応に加え、いじめを周囲で見ていた生徒に対しても、必要な指導及び支援を行う。

(4) 保護者間での情報の共有等

中等部は、いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、これらの保護者と、情報を共有するための措置やその他必要な措置を行う。

(5) 警察等の刑事司法機関との連携

中等部は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであるものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

中等部は、いじめが生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認めるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求めるものとする。

(6) いじめへの対処に係る流れ

いじめへの対処に係る流れについて、別紙 1 のとおり定める。

## 第6 重大事態への対処

### 1. 重大事態について

法及び国のいじめ防止基本方針に基づき、以下の場合を重大事態として扱う。

① いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。具体的な例としては、以下のようないものを想定する。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると

認めるとき。なお、相当の期間の目安は、年間30日とする。

中等部は、上記①、②について、いずれも疑いがあれば重大事態として扱い、速やかに対処をするものとする。

## 2. 重大事態が発生した場合の措置

### (1) 設置者への報告

中等部は、重大事態が発生した場合には、速やかに理事長及び院長にその旨の報告を行い、理事長及び院長による調査主体の判断を求める。

理事長及び院長の判断により、中等部が主体となって調査を行う場合には、重大事態を調査するための組織を中等部内に設置し、理事長及び院長が主体となって調査を行う場合には、中等部は、理事長及び院長の調査に協力する。

### (2) 東京都私学部への報告

中等部は、理事長及び院長への報告に並行して、東京都（私学部）に対しても、重大事態発生の報告を行う。

## 3. 重大事態調査委員会の設置

中等部が主体となって調査を行う場合には、重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

### (1) 趣旨

調査委員会は、重大事態に係る事実関係を迅速かつ公正に確認し、適切な対応と再発防止策の検討及び提言を行うものとする。あわせて、いじめを受けた生徒及びその保護者の意見聴取の機会保障、及び関係者の人権尊重を徹底する。

### (2) 委員

調査委員会の委員は、部長、教頭、宗教主任、教務委員長、指導委員長、教研委員長、各学年主任、事務長等の職員並びに弁護士、カウンセラー、臨床心理士、公認心理師、医療関係者等の専門家の中から事案の内容、性質等に応じ、重大事態の事案ごとに柔軟に部長が決定する。

なお、調査委員会の委員を決定するに当たっては、事案ごとの必要性に応じて、当該事案の調査に適した第三者を委員とすることを検討するものとする。

### (3) 委員長

調査委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

委員長は、調査委員会を代表し、調査の進行及び報告書のとりまとめを統括する。

## 4. 調査の進め方

### (1) 調査委員会は、重大事態発生の報告を受けた後、速やかに調査計画を策定する。

- (2) 事実確認は、関係生徒、保護者、職員からの聴き取り、記録の確認、関係資料の収集などにより行う。
- (3) いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒及びその両者の保護者には、事前説明及び意見聴取を行うものとし、必要に応じて適時に面談等を行う。
- (4) 調査過程及び結果については、適切に記録を残し、情報管理を徹底する。
- (5) 調査委員会は、調査の経過及び結果をまとめた報告書を作成し、理事長及び院長並びに東京都（私学部）へ速やかに報告する。

## 5. いじめを受けた生徒及び保護者への対応

中等部は、調査委員会において調査を行うときにおいても、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供し、理解と安心が得られるよう努める。

## 6. 重大事態の対処に係る流れ

重大事態の対処に係る流れについて、別紙2のとおり定める。

## 7. 再発防止と検証

調査委員会は、調査結果に基づき、必要な再発防止策・教育的対応・組織的改善を検討し、提言をまとめる。委員会の提言は、中等部いじめ対策委員会及び全職員で共有し、必要な改善措置を講じる。

# 第7 学校の基本方針の評価

中等部は、いじめ防止対策の実効性を高め、継続的な改善を図るため、委員会を中心として、以下のとおり評価及び見直しを実施する。

## 1. 評価・点検の時期と体制

- (1) 中等部は、いじめ防止基本方針及びその実施状況について、毎年度末（3月頃）に委員会が中心となり点検・評価を実施する。
- (2) 必要に応じて、第三者の専門家の助言を得ることができる。

## 2. 評価・点検の方法

以下の手段を活用し、いじめ防止対策の運用状況を客観的に把握する。

- (1) いじめ相談件数、対応経過、研修実績などの定量的データの整理
- (2) 委員会における事例共有と検証

以上